

指導例⑤

<テーマ>

正しい情報の収集

【ねらい】

新型コロナウイルス感染症に関する情報を得るためにはどうしたらよいか考え、実践できるようにする。

〔指導内容〕

- 公的機関などがホームページ等で提供する正確な情報を入手し冷静な行動をとること。
 - ・ 首相官邸、厚生労働省、文部科学省、国立感染症研究所など
- SNS で氾濫しているデマや誤った情報に惑わされないよう注意すること。
- 情報が多すぎると必要以上に不安や心配な気持ちを引き起こす恐れがあるので、新型コロナウイルス感染症に関する情報やニュースをずっと読み続けるのは避けたほうがよいこと。
- 心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談すること。

《参考資料》

首相官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/>

- ・ 新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～
- ・ 感染症対策特集～様々な感染症から身を守りましょう～ 等

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・ 国内の発生状況
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関するQ&A 等

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・ やってみよう！ 新型コロナウイルス感染症対策 みんなでできること

国立感染症研究所ホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

- ・ 新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 関連情報ページ

＜テーマ＞ 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見

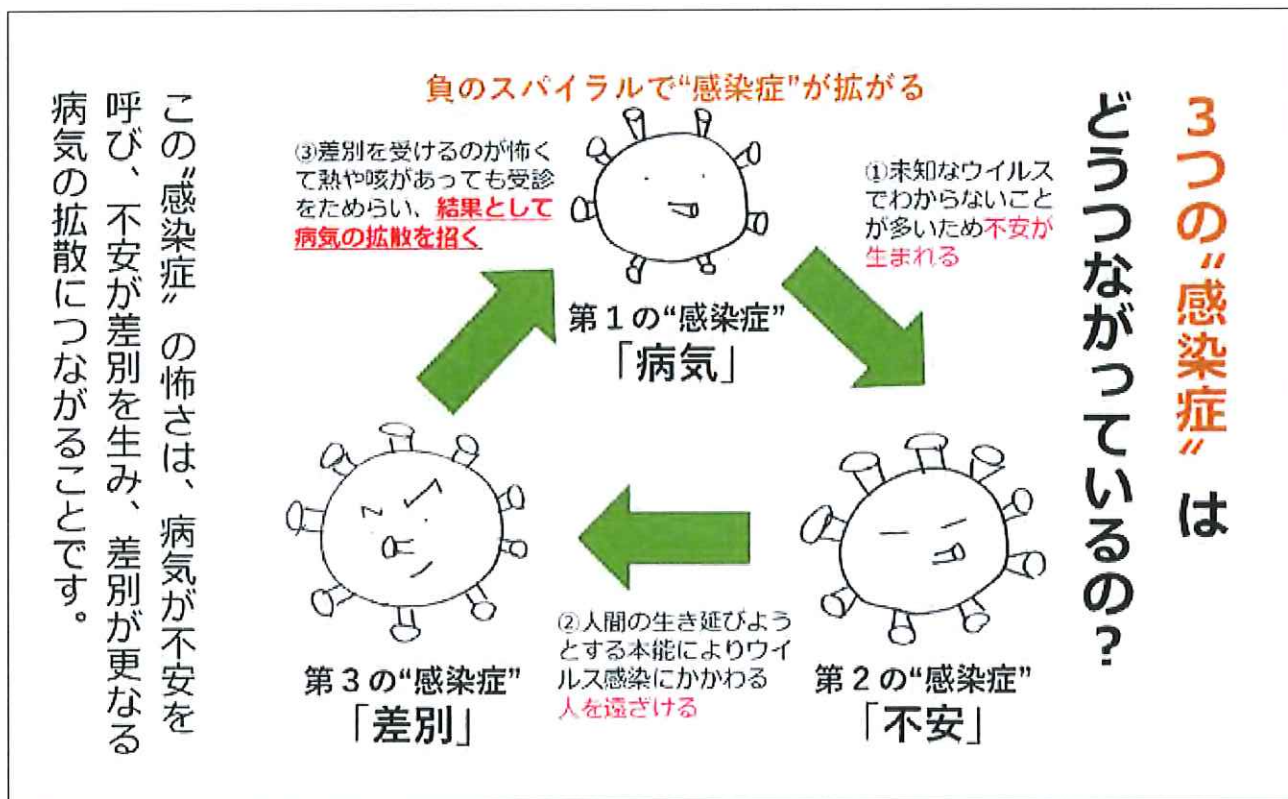
【ねらい】

新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見について考え、適切な行動をとることができるようにする。

【指導内容】

- 感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。
- 見えないウイルスへの不安から、特定の対象（※1）を嫌悪の対象としてしまうことで、差別や偏見が起こること。
 - ※1 ・感染症が広がっている地域に住んでいる人 ・咳をしている人
 - ・マスクをしていない人 ・外国から来た人
- 差別や偏見のもととなる「不安」を解消するためにも、正しい情報（公的機関が提供する情報）を得ること、悪い情報ばかりに目を向けないこと、差別的な言動に同調しないことが大切であること。

《参考資料》



「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう!」日本赤十字社

指導例⑦

新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防する生活について考え、基本的な感染対策を学校生活だけでなく家庭でも継続して実践できるようにする。

- ・買い物や外出は必要最低限にし、人混みを避け、人との距離を取るようにすること。
- ・公共交通機関を利用する場合、会話は控えめにし乗客が少ない時間帯に利用すること。
- ・地域の感染状況に注意をし、感染が流行している地域への移動は控えること。
- ・オンライン・電話による診療や服薬指導などの便利な仕組みを知り、活用できるようにすること。

電話・オンラインによる診療が ますます便利になります。

高機能機器や難しいシステムは不要です。

※実施していない医療機関もあります。

① 診療内容の確認

電話・オンライン診療を行っている医療機関

電話によっても考えられる既病後療のホームページを閲覧したり、医師と直接やり取りし、電話やオンラインによる診療を受けることができます。

電話・オンラインによる予約受付

かかりつけ医 または 希望する医療機関へ

まずは、資料からかかれているかかりつけ医等に問い合わせてください。
かかりつけ医等をお持ちでない方は、下記のホームページから検索し、オンラインによる診療を行っている医療機関の医療機関に連絡してください。

お問い合わせ先によっては、すでにインターネットで申し込みが可能である場合、その申し込み方法も記載されている場合があります。

② 事前の予約

電話の場合

電話の場合は、医療機関に電話し、希望日時の予約を行います。希望日時の時間と医療機関に伝えていただく必要があります。

オンライン診療の場合は

オンライン診療の場合は、医療機関によって予約方法は異なります。
詳しくは各医療機関のホームページをご覧ください。

支払いの方法

予約の際に合わせて支払い方法にてお申し込みいただけます。

③ 診療

診察開始

医療機関側から返信があるか、オンラインに接続され、診療が始まります。

本人確認、住所確認

まずは、発症を再確認されていること本人であることを確認するために、受診された個人情報を伝えたり、症状等を説明する必要があります。

電話やオンラインによる診療では、顔を見ることができません。
場所があることは必ずご確認ください。

④ 診療後

医療機関への返信を確認されたら

医療機関に返信して受け取るよう指示された場合は、必ず医療機関にご返信できるようにしてください。

処方箋を受け取った場合

薬局が処方され、薬の配達を依頼する場合、薬を出してもらうまでの期間が経過した後にえんどう、診療費、薬剤に連絡してください。

電話やオンラインによる電話指導を受けられ、その後、薬が配送されます（薬局に手配されて、医療機関に受け取る必要がある場合はあります）。

上記の流れは一例であり、医療機関によって異なる場合があります。

電話やオンラインによる登録可能な医療機関のリストや
今回の期間的な取り組みについては厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku_henkei_kouji/index.html

《出典・参考資料》



首相官邸・厚生労働省

<http://www.kantei.go.jp/jp/content/000059525.pdf>



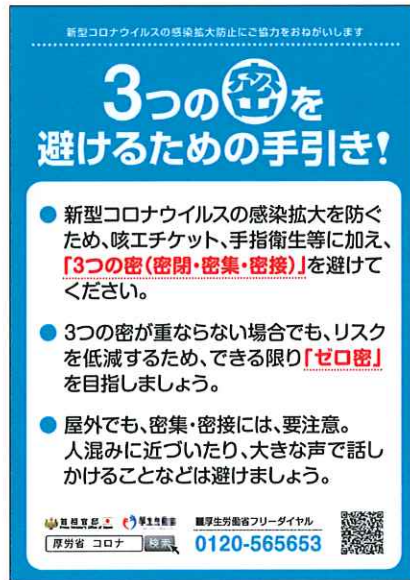
首相官邸・厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621727.pdf>



首相官邸・厚生労働省

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000062975.pdf>



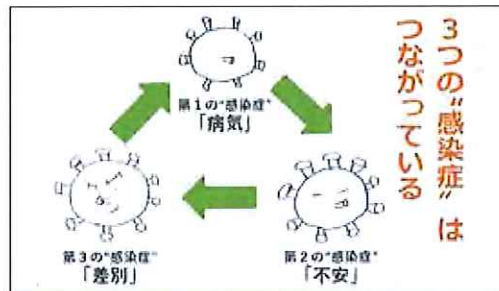
首相官邸・厚生労働省

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000062771.pdf>



首相官邸・厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin



日本赤十字社

http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html